

中小企業政策審議会
“ちいさな企業” 未来部会
(第1回)
議事録

中小企業庁事業環境部企画課

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会
(第1回)
議事次第

日 時：平成24年7月24日(火) 10:00～11:57

場 所：経済産業省本館17階国際会議室

議題

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 部会長挨拶
4. “ちいさな企業”未来部会における検討課題について(事務局説明)
5. 自由討議
6. 今後の検討予定
7. 閉会

○鍛冶参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会の第1回を始めたいと思います。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして大変ありがとうございます。冒頭の司会進行を務めさせていただきます中小企業庁の鍛冶でございます。よろしく願いいたします。

本日は、枝野経済産業大臣、柳澤経済産業副大臣、出席予定でございますが、今、国会対応がございまして、かなり遅れての参加見込みでございます。なお、最後に大臣から御挨拶する際にカメラが入りますことを御了承いただきたいと思います。

早速でございますが、本部会に御参加いただく委員の方々に関しまして、お手元の資料、配付資料の次が議事次第でございますが、その次の資料2が委員名簿となっております。お一人ずつの御紹介は、時間の関係上、省かさせていただきます。申し遅れましたが、今日はお暑うございますので、上着など、どうぞおとりいただければと思います。

続きまして、本部会の部会長の選任について御説明いたします。中小企業政策審議会令第6条に基づきまして、部会長は当部会に属する本委員の互選により選任されることとなっております。本規程に基づきまして、この部会に属する委員の皆様事前に諮りした結果、川田委員に本部会の部会長をお願いすることになりましたので、御報告申し上げます。

それでは、ここで早速、川田部会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○川田部会長 皆さん、おはようございます。部会長を仰せつかりました川田でございます。微力でございますが、皆さん方の御支援、御協力をいただきまして、部会長の責務を務めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

これまで“ちいさな企業”未来会議は、全国30か所以上で地方会議が開催されました。この地方会議では、後ほど具体的に御説明があると思いますが、いろいろな意見が出まして、経営支援体制、販路開拓について積極的な支援が必要ではないか。また、人口減少の中で女性の力を活用すべきではないか。人材育成や技術承継が重要である。それから、資金調達の問題等々、いろいろな意見が、特に全国の若手あるいは女性の経営者を中心とした中小・小規模企業の皆様方から、さまざまな現場の生の声ということで、ございました。

本日は、鈴木中小企業庁長官にも御出席いただいておりますが、この私どもの“ちいさな企業”未来部会におきましては、これらの生の声をしっかりと受けて、多様な分野で専門的知見をお持ちの委員各位の皆様方の御議論をいただきながら、これまでの中小企業政策の問題点、改善すべき点を、今後の中小・小規模企業政策、予算、金融、税制、法制度など、具体的な政策にしっかりとつなげていただくよう提言を取りまとめてまいりたいと考えております。

皆様方の積極的な御発言をお願いいたしまして、一言御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○鍛冶参事官 どうもありがとうございました。

なお、本部会の議事の運営につきましては、会議または議事録を公開とし、一般傍聴も認めさせていただきたいと考えております。

それでは、これ以降の進行につきまして、川田部会長の方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○川田部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、まずは事務局から、本部会の問題意識や論点について簡単に説明をしていただきまして、その後に自由討議をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○鍛冶参事官 それでは、資料の御説明を申し上げます。

まず、資料3というものがございますけれども、本部会開催に当たりまして、枝野経済産業大臣から中小企業政策審議会岡村会長に対しまして諮問がなされております。「“ちいさな企業”未来会議」の提言を踏まえ、“ちいさな企業”に焦点を当てた総合的な中小企業政策のあり方について、貴審議会の意見を求める。このような審議会への諮問を踏まえまして、本部会の発足となってございます。

それから、資料4のパワーポイントの紙がございますけれども、ただいま川田部会長の御挨拶にありましたように、この部会そのものが6月に取りまとめられました“ちいさな企業”未来会議の提言を受けた審議会でございます。

1枚目でございますように、31か所の地方会議を含めまして、4,000人の方々がお集まりになり、1,600の意見をまとめたものが取りまとめ、提言でございます。提言の本文自身は、参考資料ということで、資料の最後に配られておりますが、本文を御参照になりたい場合には、適宜ごらんいただければと思います。この取りまとめ文書のエッセンスが、今、御説明している資料4でございます。

ポイントだけ簡単におさらいをいたします。

1枚おめぐりいただきまして、まず、未来会議におきましては、中小・小規模企業をめぐる厳しい現状について認識共有がなされました。

次に3ページでございますが、厳しい状況にありましても、“ちいさな企業”は非常に大きな潜在力を秘めており、また多様な産業を構成しておりますので、ここに対する政策課題も非常に複雑である。経営課題も複雑・高度化しているという認識がなされたわけでございます。この点につきましては、後ほどまた資料6の方で振り返らせていただきます。

そして、4ページ目からが未来会議取りまとめの主要構成部分でございます。まず、4ページ目でございますように、経営支援体制について大きな議論がなされまして、特に知識サポートの抜本的な強化が必要なのではないかということが、取りまとめで大きく提言がなされました。あわせて、商工会、商工会議所、中央会などの既存機関の経営支援機能の再生・強化、あるいは中小企業診断士の皆様の専門性の強化、ITの活用等々の議論がなされたわけでございます。支援機関の評価・能力の見える化という論点も提出されました。

5 ページ目でございますが、人材に関しまして、最も重要な経営資源であるという認識のもとに、地域ぐるみでの人材の確保・育成・定着とかインターンシップの充実、それから学校教育の中で中小企業の魅力をしっかり伝えていくキャリア教育が必要であろうという提言がなされました。

6 ページ目がもう一つの経営課題、販路開拓・取引関係でございますが、特に販路開拓に関しましては、海外に関しては、6 ページの左下の方に書いてございますけれども、関係機関がオールジャパンで小規模企業・中小企業の販路開拓のための努力をしていく必要があるであろうということでございますとか、右側でございます取引の問題につきましては、下請取引の適正化、下請企業の振興方策などについて論点が出ました。ここも、後ほど資料6の方で触れたいと思います。

それから、7 ページ目、技術でございますが、アジアの追い上げが厳しい中で、技術力の更なる向上のためにも、特に“ちいさな企業”が使いやすい補助事業制度・助成制度の創設とか、既存の支援の仕組みの運用の見直しについて意見が出されました。また、技術を継承していくための一つの問題として、7 ページの右側でございます関係省庁が連携した新しい技術継承の仕組み、例えばものづくりのマイスター制度の創設といった提案がなされたとともに、7 ページの左下でございますが、技術を持っている企業そのもののビジネスの継承。そういう問題点の中で事業承継の重要性も認識されました。

8 ページ目が資金調達でございます。資金調達環境が厳しい中で、さまざまな資金ニーズがございます。このさまざまな資金ニーズを受けるために、8 ページの右下でございますが、新しい出資制度とかマル経制度の見直し、設備導入資金制度の見直し、政策融資の在り方の見直し、信用保証や担保手段の在り方の見直し。広範な課題の提出がなされております。これも後ほど資料6の方でもう一度触れたいと思います。

9 ページ目が若手・女性の活力による起業・創業の抜本推進ということで、特に女性起業家の社会における意義も、右上のように認識されたところでございます。9 ページの左下でございますように、グローバル成長型、地域需要創出型、第2創業型、起業・創業に関する3つのパターンに応じたきめ細かな創業支援策が必要であるということが、未来会議取りまとめで出されました。

10 ページ目が若手・青年の活力発揮。特に、経営の問題もさることながら、若い方々に中小企業に入っていただくということでございますとか、女性について、特に我が国で指摘されておりますM字カーブの問題をどうするか。この一環で、1回家庭に入られた方がもう一度社会・会社に戻るための、例えばインターンシップ制度の創設なども含め、さまざまな具体的な提言が出されたところでございます。

11 ページ目が「地域」というキーワードで、とりわけ地域コミュニティの拠点としての商店街の重要性。そして、その商店街が担っているコミュニティ機能の意義の認識がなされました。それから、右の方でございますけれども、その中で空き店舗の問題が深刻であ

る。商店街の中にある中核店舗、個店対策をどうしていくかということが随分議論になったわけでございます。

最後の12ページ目が、以上のすべてに共通する問題として、私ども行政サイドが地域・現場の生の声を聞けていないという実態の反省がなされました。また、その中で補助金の申請1つとりましても、“ちいさな企業”の立場に立った申請の手続になっていない、あるいは関係省庁の中での縦割りの問題、国・地方の役割分担など、御指摘を受けたわけでございます。

このようなものが6月16日にまとめられた未来会議取りまとめのポイントでございます。

それから、資料5でございますが、このような議論を受けながら、政府の中では今、日本再生戦略というものの最終調整中でございます。1つだけ御報告申し上げますと、資料5の真ん中辺に出てまいりますけれども、これまで中小企業の政策というものが国家の成長戦略の中でクリアーでございましたが、今回の未来会議の取りまとめを受けて、野田政権として中小企業戦略というものを11の主要戦略の一つに明確に位置付けることといたしました。

2ページ目以降には、そのポイントが書いてありますが、現在、政府部内、与党部内で調整中でございますので、これは変わってまいりますけれども、中小企業政策の柱として、未来会議の提言が盛り込まれつつある状況でございます。

最後に資料6でございますが、冒頭、部会長からのごあいさつにもありましたように、特にこの未来部会におきまして、諸先生の皆様に議論していただきたいポイントとして、制度的問題がございます。先ほど御説明した資料4の中で書かれている項目の幾つかが制度改正に関連してまいりますので、その中から4点ほど抽出してございます。勿論、本日の御議論は、この4点だけに限るわけではなく、幅広い御議論をいただきたいと思っております。

具体的に何かと申しますと、1ページ目でございますように、政策の中での中小・小規模企業の位置付け、それから経営支援体制の問題、資金調達の問題、取引の問題。この4点がとりわけ本部会の制度的検討項目として重要なのではないかとということで、御用意しております。

2ページ目から簡単にポイントだけ御紹介いたしますと、先ほど申しあげました未来会議の取りまとめの本文のところどころに、この4つの政策課題に関連した記述が出てまいります。すなわち、1番目の政策課題といたしまして、中小企業政策の中における中小・小規模企業の位置付けという問題であります。これに関しましては、本文取りまとめの10ページから11ページにかけてでございます。

例えば今、2ページ目の御説明をしておりますけれども、1の1、中小・小規模企業の政策目標というものが、グローバル市場を伸ばしていく、新しい産業を生み出すというこ

とと、地域の雇用や社会をしっかりと支えるという2つが政策目標として大事なのではないかと、このことが未来会議で言われております。この点をどう考えるか。

それから、2番目、中小企業政策全体の見直しの中で、小規模企業にしっかりと焦点を当てた施策体系に再構築することが重要だという御提言をちょうだいしております。

あわせて、3ポツ、中規模企業の支援ということについても、未来会議取りまとめの中では触れられております。

若干関連して申し上げますと、4ページ目でございますが、中小企業基本法の中では、小規模企業の定義ということで、第2条第5項の中で、従業員20人以下の製造業、商業・サービス業であれば5人以下といった定義がございますが、この定義の問題。

あるいは、8条、小規模企業への配慮規定がございますが、基本法の中での小規模企業への言及は、明示的にはこの部分だけでございます。こういったことについての御議論をちょうだいできればと思います。

それから、5ページ目が大きな制度的課題の2番目で、経営支援の問題であります。これは、極めてさまざまな指摘が未来会議の取りまとめの中でされておりますので、全体の御説明は時間の関係上、省略いたしますが、主立ったものは、ここに書いてあります1番から7番までの項目。

例えば、「知識サポート」プラットフォームの構築の具体的なやり方とか、経営支援機関の評価・能力をどうやって見える化をさせていくのか。商工会、商工会議所、中央会あるいは中小機構などの既存機関の経営支援機能の再生強化をいかに図っていくのか。こういった非常に重要な課題が7点ほど、本文の中で取り上げられております。これらについても、この部会で議論を深めていただき、方向性を出していただければありがたいと思っております。

6ページ目からは、それぞれのテーマに若干関連した参考資料を付けております。

例えば「知識サポート」プラットフォームに関しましては、7ページに極めて簡単なイメージが載せてあります。2つの図が付いてありますが、地域ごとでの人と人が直接結びつく場としての知識サポート。それから、全国ベースでウェブ、インターネットを活用した知識サポートプラットフォーム、2つの在り方があるのではないかと、ここでは1つ、御参考として出させていただきます。

それから、飛びまして12ページ目でございます。3番目の制度的課題ということで、創業・成長のための資金調達の在り方でございます。ここでは、12ページと13ページの2ページにわたりまして、未来会議取りまとめの31ページ、32ページからの抜粋が書かれております。

ポイントは、31ページに関しましては、さまざまな資金の流れの支援ということで、出資あるいは資本性資金、それから小規模企業向けの融資制度の見直し、設備導入資金制度の見直し。ここでは、特に小規模企業設備導入資金制度の廃止という提言も未来会議でいただいておりますが、この扱い。あるいは、政策公庫の融資制度の在り方。

それから、13 ページに関しましては、信用保証協会について、不要なのではないかという大胆な御意見もありましたが、他方で市中と連携していただいているという御議論もありました。信用保証制度についての御議論が、1つ論点としてございます。それから、資金調達手段の多様化という観点で、電子記録債権の活用とか ABL の問題。それから、個人保証に過度に依存しない仕組みをどうつくっていくか、極めて重要な論点が未来会議の場でも出たところであります。

最後に、16 ページ目が4番目の制度的課題ということで、下請取引の適正化、下請企業の振興方策ということでございます。

取引の適正化に関しましては、何と申しましても、現行の下請代金法などに関する認知度が低いのではないかと。まだまだ違反事例が絶えないという問題。それから、悪質な親事業者に対する対応が果たして十分と言えるのかといった問題。それから、下請代金法が対象としております委託加工的な取引だけに、この法制度を限定していいのか。汎用的な取引まで広げる余地があるのかどうかという、非常に重要な御指摘も未来会議から出たところでございます。

その一方で、下請企業が持続的に発展していくために、これまでの法制度では、親企業と下請企業という縦の関係に着目した支援措置がございましたけれども、むしろ下請企業同士と申しますか、横のつながりを活性化することはできないかといった問題。あるいは、生産性向上の方策なども指摘されたところでございます。

以上のように、資料4の方では、技術とか人材、女性・若者の活用といったことを含めて、幅広い論点が未来会議から提出されていることを御紹介いたしました。また、資料6では、その未来会議の幅広い論点の中で、制度的課題として少なくとも4つほど、本部会で御検討いただきたい項目があるということの御紹介をさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○川田部会長 どうぞ。

○鈴木長官 すみません、ちょっと説明を補足させていただければと思います。今、4つの制度的課題と申し上げましたけれども、これは法律の改正が必要になるであろう課題が4つあるのではないかとということで、御説明させていただきました。

恐縮ですけれども、資料7の今後のスケジュール、進め方を見ていただきますと、このほかにも未来会議で御指摘いただいたもので、財政的措置といたしまして、予算・税制面、また政策金融で対応するものがございます。こういう項目につきましては、次回、私ども、1つの案をまた御提案申し上げまして、その場で御意見をいただければと考えております。あくまでも4つの制度的検討項目と申し上げましたのは、法律改正が必要であろうというものについて抽出したもので、そのほかの項目については、次の会合のときに御審議賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川田部会長 ありがとうございます。

それでは、今、鍛冶参事官の方から、取りまとめにつきまして御説明をいただきました。その内容に従いまして、これから自由討議とさせていただきたいと思えます。なるべく多くの委員の皆様方から自由に幅広く御意見をいただきたいと思えますので、できるだけ効率的に議論を進めていくために3つのセッションに分けて進めていきたいと考えております。

まず、第1セッションでございますが、本年6月に取りまとめられました“ちいさな企業”未来会議の提言には、経営支援の在り方、人材、技術、資金、若手・女性の活用といった幅広い論点が盛り込まれておりますが、これらの提言を今後どのように政策に反映していくべきか、その説明の内容も含めまして全体的な議論を進めていきたいと思っております。

それから、第2セッションでは、制度的な論点を個別テーマに従って議論したいと思えます。先ほど御説明がありましたように、中小企業政策全体における小規模企業の位置付けと、中小・小規模企業に対する、きめ細かい経営支援体制の構築という個別テーマで議論を進めていきたいと考えています。

それから、3番目のセッションでございますが、これも御説明がありましたように、創業や成長のための最適な資金調達手段の在り方、それから下請取引の適正化・下請企業の振興方策についてです。

この3つのセッションに分けて議論していきたいと思えますが、それぞれ大体30分を予定しております。それでは、第1セッションから入りたいと思えます。全体的な議論ということで、初めはなかなか発言しにくいのではないかという感じがいたします。

まず、私は、今日の部会は“ちいさな企業”、小規模企業が主役でございますけれども、資料6の4ページですか、零細企業、中小規模企業が世の中の主役、あるいは国の根幹という位置付けにもかかわらず、先ほど説明がありましたように、法的、施策的には第2条と第8条しかないところに基本的な問題点があるのではないかという感じがいたしております。

その辺も含めまして、皆さん方の方から全体的な討論ということで御発言をいただけたらと思えます。いかがでございましょうか。

どうぞ、小出さん。

○小出委員 富士市産業支援センターの小出でございます。

冒頭のお話の中で、経営支援の在り方そのものを問うていく必要があるだろうというお話があったわけです。私自身は、民間人の立場でありながら、公の産業支援にここ11年間、ずっと関わらせていただきました。3つの都市で4つの産業支援機関の立ち上げと、その運営に当たっています。

また、一方で、経産省さん、中企庁さんのこの手の会議を数年前からお手伝いさせていただいている中、ずっと申し上げ続けているのは、この中でも触れている、中小企業政策を真摯に見直しということがあるのだけれども、私の目から見ていて、政策的に大きな問

題があったかという、そうでもないのではないかという気がしてならないのです。制度的にも、ハードの面でも、非常によく整えられているし、十分な措置が図られているのではないか。

一方で、運用の面には大きな問題があるということです。これは、この会議を通じても、多分いろいろな法律ができ、また新たな制度が設計され、行われていると思うのですけれども、運用の実態についてきちんとした把握が必要だし、一体どこに問題があるのかということをつかんでいかなない限りにおいては、せっかくなつくられた制度も期待されたようには結果を示さないのではないかという懸念があるわけです。

だから、いろいろな今回の“ちいさな企業”のヒアリングの中でも、その辺のところの一部浮き彫りになっていたと思うのですけれども、この会議の中では、一度その辺のところが議論されるとうれしいなと思っておりますし、よい形になっているのではないかと考えています。

○川田部会長 ありがとうございます。今、小出さんの方からは、制度面ではそれほど問題はないのではないかと、むしろ運用面に大きな問題があるのではないかと御意見でございますが、いかがでございますか。

どうぞ。

○久保代理 労働団体の連合の久保と申します。真中の代理で出席させていただいております。

この“ちいさな企業”未来会議の議論を大体傍聴していたつもりなのですが、今、御発言があった方とちょっと似た部分があります。中小企業が日本の根幹だ、中心的な存在だという位置付けそのものを否定するわけではないのですけれども、中小企業というのは地域立地をしていることからすると、全国企業ではないわけですから、そもそも中小企業問題を考えるときは、私はすぐれて地域問題だと思っております。

そうしたときに、地域の問題というのは商店街の問題としか触れられていないのですけれども、中小企業問題に地方自治体がもうちょっと積極的に関わるような方向性を出せないのかということを考えておりますし、これは後の各論のところにもちょっと関係するのです。支援機関がいろいろある。今日の資料ですと、より小さい規模の企業に焦点を当てるといふ体系を考えようではないか。そうすると、支援機関がばらばらにあるところで、どこに、どんなものがあるのかということ、どう知ることが可能なのか。

多分、そんなに余裕はないわけでしょうから、ばらばらにある、それぞれの組織の方々は、それぞれに努力はされているのだと思うのですけれども、情報の発信がばらばらにされている限りは、現場までなかなか届いていかないことになるのではないかと。したがって、そういったことも含めて、すべての地方自治体というわけにはいかないでしょうけれども、少なくともその情報を集約して1本にして届けるという考え方が必要ではないかと思えます。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。地域の問題は、地方自治体が主役でやった方がいいのではないかと考えています。これも2年前ですか、国から地方公共団体にいろいろ移したのです。それがうまくいかないということで、もう一回見直そうということで、こういう会議になったと思いますけれども、鍛冶参事官、いかがですか。

○鍛冶参事官 自治体と国の役割分担は、いつも非常に重要な論点かと存じております。特に、平成4年ぐらいから、大きく国・地方の役割分担の見直しの中で、今日の論点の一部にも関わりますけれども、商工会、商工会議所の経営指導員の方々の人件費、事務費の移管を続けてきております。この結果、その関係の経費が数百億円のオーダーで、国から一般財源という形で地方公共団体に渡されて、地方公共団体から執行していただく形に変わってきたわけですが、やや皮肉なことに、トータルな予算規模が、国・地方を合わせましても当時と比べると減っていることも起きております。

それから、今、部会長から御指摘いただきましたように、地域ごとのさまざまな支援の仕組みは、地域力の連携拠点をつくったり、応援センターをつくったり、またこれがいろいろな仕分けのプロセスで、執行の仕方に問題があるという御指摘を受けて改編してきたのがこの二、三年の流れでございます。20年ぐらいの大きな流れと、それからこの二、三年でのさまざまな制度見直しということで、現場にいろいろな混乱とか情報の伝わりにくさを招いている点があるかもしれないと思っております。

○川田部会長 ありがとうございます。そういう経過で現在に至っております、改めて国として特に小規模企業に焦点を当てて制度等を考えたいということです。

そのほか。樋口さん。

○樋口委員 樋口です。中小企業政策を考える上で、何のための中小企業政策なのかという原点にもう一度戻っていくことが必要なのではないかと思います。

私は、雇用をつくり出すことが最大の目的になってきているのではないかと考えております。中小企業そのものが生まれ、また成長・発展していくことも重要だろと思いますが、今後の少子・高齢化社会。昨日、厚生労働省の方で2030年の姿というものが発表されましたが、少子・高齢化で若年人口が減少し、高齢者が増える。これによって相当の数の労働力人口が減少するわけです。労働力人口が減少すると、通常は人手不足になると考えられているにもかかわらず、それを上回る雇用機会の減少というものが起こってくる可能性がある。

そうした場合に、大企業でつくり出す雇用というものに限界があるのではないかとことから、中小企業がつくり出す雇用の大きさといったものをもう一度見直す。しかも、地方における役割ということが、今の御指摘にも関連しますが、そういったところがあるだろと思いますが、その点を強調して、中小企業のための中小企業政策ではなくて、日本社会あるいは地域社会にとっての中小企業政策という視点が重要になってくるのかなと思います。

その中で私が一番気になっていまして、先ほど女性の活躍という話が出てきました。これは、あるところでは、女性の経営者の企業というのは倒産しやすいのではないかと。これは神話だと私は思っておりますが、何ら根拠もなしにそういった神話がまかり通っている。実際にいろいろなデータで、例えば開業企業について追跡調査をします場合に、女性の経営者の会社が本当に倒産しているのかということを見ると、確かに比率は高いのです。

それはなぜかという、職業経験が十分になされないまま開業しているということがあったりするわけで、女性だから、男性だからということじゃなくて、むしろそれまでに至るプロセスというものがすごく重要。にもかかわらず、そこが神話としてまかり通っているということがあって、客観的な事実に基づいた議論をしていかないと、この政策が世の中になかなか受け入れられていかないのではないかと思います。

その中において、特に申し上げたいのは、エビデンスベースドポリシーと呼ばれている客観的事実に基づいた政策の立案・運営、ここをどういうふうに担保していくのかということが、特に中小企業政策においては求められるのではないかと。今まで、いろいろな試行錯誤をしてきて、その中で失敗もあったと思います。それをどこが失敗の原因だということもよく反省する必要があると思いますが、そういったデータに基づいて、この政策がどういう効果を持っているのかということを示す必要があるのではないかと考えています。

知識サポートプラットフォームというのは、すばらしい考え方だと私は思いますが、これをやっている地域とやっていない地域で、開業にどういう差があるのか、あるいはその後の持続経営にどういう差があるのかということ、実験でもいいからやってみる。やってみた結果、プラスだということであれば、そこに集中的な投資をしていくということでもり張りが付いてくるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。今、雇用の話が出ましたけれども、零細企業、イコール雇用ということではないか。資料にもありますように、中小企業の雇用者数は、10年前は1,098万人ございましたけれども、910万人に、10年で188万人減っているのです。物すごく大きな減り方をいたしております。雇用が減るということは、中小・小規模企業の数も減っているということで、これも資料の中にありますが、423万社の小規模企業がございましたが、10年で366万社になりました。57万社減っている。

ということで、小規模企業・零細企業の減り方、あるいはそれに基づいての雇用の減り方は、この10年間で非常に大きいのです。そういうこともありまして、改めてここを元気付けないといかぬということになったのだらうと思います。

それでは、松島委員。

○松島委員 今までの議論等も関連して御発言したいと思うのですが、中小企業といえども、私はグローバル化の中で非常に大きな影響を受けて、日本経済システム全体のグローバル化の中で中小企業に関する問題が検討されなければならないと思います。中小企業基本法ができた昭和38年、あるいはその後改正が行われた1999年に比べましても、規模の

小さな企業が直接または間接に日本経済のグローバルイゼーションに関わる局面が非常に多い。そういうところを念頭に置いた議論を我々はしていかななくてはいけないのではないかと思います。

それとの関連で一言申し上げたいのですが、もともと中小企業基本法ができた昭和 38 年のときの小規模企業のイメージというのは、そういう意味ではやや独立したグループとしてのイメージがあったと思うのですが、現代においては、まさにグローバル展開の中で、その影響を受けている企業。その中でどういうふうに戦略を展開していったらいいかを考えているものの幅が、小規模企業といえども出てきている。

ですから、今、樋口先生がおっしゃいましたけれども、客観的事実に基づいた政策の検討というのは、まさに一括して小規模企業あるいは中小企業と言われたものの中に、相当違う課題に対応しないといけないグループがセグメント化されているという事実を踏まえながら、我々は議論していく必要があるのではないかと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。

次に、野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 第 1 回目の会議ですので、簡単に話をしたいと思います。

“ちいさな企業” 未来会議の報告を基に、先日、政府の日本再生戦略で、中小企業政策が大きな柱として位置付けられたことを大変評価しております。この中で、資料 5 の 2 ページ目に中小企業戦略の目標が書かれております。この目標は、方向としては非常によい方向でありますけれども、一方で、大変高いハードルでもあるわけです。ですから、ただ目標を掲げるだけではなくて、この目標の実現に向けて、今回の未来部会でしっかり政策的な肉付けをしていくことが大事であると私は考えております。

中小企業が国の根幹であるということは、今、樋口先生やさまざまな先生方がおっしゃっているとおりだと思いますけれども、雇用を支え、そして日本を守り、日本の空洞化を食い止めるという意味で非常に重要なテーマであります。この目標達成に向けて、具体的な制度改正あるいは予算・税制、さまざまな課題がありますけれども、これから肉付けする議論を是非皆さんとやっていきたいと考えております。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

○鍛冶参事官 すみません、議事進行上、ちょっと申しわけございません。御発言希望の方は、これを立てていただきますと指名しやすくなりますので、よろしく願いいたします。御発言が終わりましたら、戻していただければと思います。ありがとうございます。

○川田部会長 それでは、上西さん。

○上西委員 税理士の上西でございます。日常、中小企業との接点の多い仕事をしております。先ほどの小規模企業の定義で、常時使用する従業員の数が 20 人、商業またはサービス業の場合でしたら 5 人という、小規模企業の定義に該当するのが顧客の大半でございます。

今後、小規模企業の実情に応じたきめ細かな支援を今、しようとされているわけですので、入り口を根本的に変える必要があるかなと思います。人数では絶対ありません。まず、年数というのを、1つ尺度として入れるべきではないかなと思います。創業間もない、例えば3年とか5年。この係数がどこに落ち着くかは別としまして、一定の年数を外部尺度として入れるべきではないかなと思います。

それと、ステージがありますね。事業承継する段階というのは、創業10年目であっても、30年目であっても、これは別の施策が当然必要になってきます。業種を問わずです。

もう一つ、外部尺度としては非常にわかりにくいものでありますけれども、業態を転換するとき。これも1つ、定性的なもので、表現しにくいかと思えますけれども、発展段階の一つでありますので、小規模企業の定義の中に施策ごとに入れていく必要があるかなという気がします。

ですから、年数、事業承継の段階、そして業態を転換するとき。こうしたものも小規模企業の定義の中に入れていく必要があると思います。税務・会計を中心にやっている私から見ますと、企業が求めているのは、創業間もないころもありますけれども、そこを過ぎますと、年数は余り関係ありません。次は、事業承継するときです。それと、業態転換するときに使える施策が欲しいのです。そうしたものも中小企業基本法の2条の見直しをされるのであれば、していただきたいのですけれども、御検討いただきたいと思っております。

○川田部会長 ありがとうございます。

次に、園田さん、いかがでございますか。

○園田委員 静岡から参りました園田と申します。

先ほど、松島先生や樋口先生がおっしゃっていた意見の補完になるかと思うのですけれども、小規模企業が全部同じテーマを持って問題を抱えているかというのと、そうじゃないと思います。例えば私の会社は7人しかいませんけれども、地域に根差したと言われると全然ぴんとこないのです。日本全体に販売していますし、確かに立地は静岡ですけれども、別に静岡に限って何か考えているわけではないというのが実感なのです。

ですから、例えば業種によって、あるいは企業がこうしたいという目的によって、サポートする体制とか入り口のつくり方というものを、バリエーションを持って考えていかれるといいのではないかなと思います。確かに今おっしゃいましたように、人数とか、1回ステージに上がってしまったら、そのステージの中での個別問題というのは出てきますけれども、小規模だからこうという決め付けというのはそぐわないなと思います。

それと、樋口先生がおっしゃいましたように、女性だからこうというものなくて、知識というのは本とか、いろいろなものから得られるのですけれども、経験というのは積まないと自分の体に入ってこないものですから、そういったものによっても違うということを認識しながらの政策立案であってほしいと思っております。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。できるだけたくさんの皆さんのお話をお聞きしたいと思いますので、次、上山さん、よろしく願いいたします。

○上山委員 ありがとうございます。全国青年中央会の上山と申します。昨年度、堀井会長からバトンを受け継ぎまして、本日は参加させていただきました。ありがとうございます。

私は今日、宮崎から参加しておるわけですが、皆さんのお話の中で、先ほど地域というキーワードがありましたが、是非、今回のお話の中に企業組合という一つのキーワードを皆さんでお考えいただきたいなと思います。私は、学校を卒業いたしましてから大企業にちょっと勤めまして帰郷したわけですが、その中で十数年前に父から継承しまして、組合の中で育てていただいたことが非常にあるわけですね。ですから、組合制度の充実というのを地域というキーワードの中から。

地域と直接的に関係されていないという御商売もおありかと思えますけれども、宮崎の場合は、組合というものが地域と密着しております。例えば教育に関しましては、宮崎県の方にお願ひしまして建設関係の専門校をつくっていただきました。そちらは組合の方から陳情しまして、いわゆる技術者の継承、技術者の育成をしております。そして、私どもがその学生を受け入れているという状況があります。また、技術者の高齢化が進んでおりますので、組合を中心に技術継承をしているということでございます。

ですから、先ほどからお話が出ていますように、債権法の整備とか、いろいろなことがありますけれども、組合法の制度の充実とか重要性をいま一度皆さんで考えていただいて、また企業組合という言葉も皆さん、どのようにお考えになられているかわかりませんが、是非そのような考えをこの中に盛り込んでいただければなと思うところです。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

久禮さん、よろしく願いいたします。

○久禮委員 社会保険労務士の久禮和彦と申します。

先ほど樋口先生の方から雇用を増やすのだというお話がありまして、まさにそうだなと。今まで、雇用を守るという、補助していくのだという発想もかなりあったかと思うのですが、政策的には仕事の場をどんどん増やしていくということが大事ではないか。

その中で、当面の問題として、一つの例として、建設業界で若い人が入ってこないということが大きな問題になってきている。その内容として、いろいろ理由になるものはあるのですが、会社が働く人に対しての環境整備が不十分な点が多々あるということで、建設業の業界団体あるいは国土交通省と一緒に、我々の会の方でも何とかしなければいけない。

そういう中で、法定福利の社会保険とか労働保険が、本来は整備されていなければならないものが十分整備されていない。そこを整備しようじゃないか。そうすることによって、

特に若い人の雇用につなげることができるということで、そういう取組みを今、始めたところなのです。

これは、ほかの業界でもそういうことがあるのではないかと。そういう意味において、将来的にプラスの面というよりは、当面の問題を解決するという話になってしまうのですけれども、働く環境を整備する。そういう面で、労働条件をきちっと整備していく。今まで未来会議のときにも申し上げたのは、会社の中では、会社も独自にさまざまなルールをつくってやっていくことができつつある。ただ、会社同士の取引になると、それがなかなか難しい。下請とかサプライチェーンの系列で仕事をしていると、どうしても言われたままにやらざるを得ない。それを断ってしまうと、仕事が次、来ないからと。

我々、社会保険労務士として、例えば労災の申請でも、事故があった場合に、本来は元請の労災を使うべきところが、使えないで下請としては困ってしまうということがあるわけです。それは、建前としては当然だめなのだ、制度としてしっかりしたものがあるのですけれども、現場の運用ではさまざまな思惑があって、そういうことがきちっと運用されていないということが多々あるわけです。

そういう面で、小さいところは無理を言うと次の仕事がもらえないからという話が多いのです。そういうことに対しても、これは個々の事業所の力ではなかなか難しいものがありますから、下請取引の法改正という話もありましたので、そういうことを含めて検討していただきたいと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。

次、中川さん、よろしく願いいたします。

○中川委員 こんにちは。知識サポートを提案させていただきました Verb Creation の中川と申します。25 で起業して製造業をやっています。

プレーヤーとして、これからどんどん意見を言っていきたいと思うのですが、先ほど言っていた雇用は大事だし、私自身、厚生年金に入ったり、育児休暇をつくったり、今、やっと 20 人規模の会社になってきましたけれども、今回の“ちいさな企業”というのは言葉がちょっとおかしいなと思いますけれども、大変ですね。その辺を一個一個ちゃんと話し合って討論できていければいいかなと思います。

あと、できれば皆さん、難しい言葉を余り使わないでいただいて、私は余り学歴がないのでわからないので、子どもでもわかる言葉で話していただくと助かります。知識サポートを提案させていただいたのは、私がやってみて、いろいろな人との関わりが大事だなということがわかりました。いろいろな人を巻き込んでいくと、いろいろな人がついてくるし、いろいろな人が育っていきます。そうすることによって、この国も希望が持てるし、次の世代にいいバトンを渡せるような話し合いができれば、私自身は踏み台になってもいいので、次の世代に希望が持てる話し合いができればいいなと思います。

よろしく願いします。

○川田部会長 ありがとうございます。

次、中島さん、よろしくお願いします。

○中島委員 経済産業研究所の中島です。

私自身は、中小企業・小規模企業の活力を上げるところにも、もっと力点を置いていただきたいと思います。というのは、最初に御説明いただいた資料4の、どちらかというところと飛ばされた内容ではあるのですが、厳しい現状というところを見てみると、日本の小規模企業が欧米と比べると体力がない状況が出ているのだと思います。収益力が低いというのは、欧米であれば、むしろ中規模企業よりも小規模企業の収益力の方が高かったりします。

この背景には、それだけある意味ベンチャー的な位置付けにもあって、リスクが多いから、それだけ利益も多いということでバランスがとれているというのが欧米の状況だと思いますが、日本には必ずしもそれが無いわけですね。

それで、その次のページでもあるのですが、経営方針の白書での回答を見ても、従業員、雇用の場を提供するとか社会貢献とか家業の承継とか、どちらかといえば守りのところがウェイトが大きい。これは、いわゆるヒアリングの結果ですから事実ではあるのですが、中小企業全体、ベンチャー的なのだということを考えると、女性あるいは若者の起業支援ということだけじゃなくて、もっと全体的に支援すべきだし、多様な中小企業を支えることも大事なのですけれども、全体的にもっと活力を上げることもより強く意識すべきかなと思います。

そういう意味では、資料6の課題の中ですが、これは作文上の問題でもあるのですけれども、小規模企業をグローバル市場を視野に置いた成長志向型と地域需要創出型企業の2つに分けているのですけれども、これはもっと多様なので、こういうふうに2つに分けるということばかりではないのです。

ただ、いずれにしても、地域型の企業が安定した経営を目指すこと自体が、規模を大きくするとか、もっと経営を安定させるためには多角化することも前提になってくると思います。その意味では、全体的に活力を上げる中でグローバル展開を目指す企業があってもいいし、地域ないしは自分たちの業務というか、守備範囲で活躍していくという区分けがあってもいいという区分けかだと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。

それでは、大変積極的にいろいろな御意見をいただきましたが、30分を超えましたので、第2セッションに入りたいと思いますが、第1セッションを終わりました、長官、一言ございますか。よろしゅうございますか。

○鈴木長官 はい。

○川田部会長 それでは、第2セッションに進めさせていただきます。制度的な論点を個別に議論を進めていきたいと思いますが、具体的には、先ほど申し上げましたが、中小企業政策全体における小規模企業の位置付け、それと、中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築ということで、先ほどの資料1と2に当たります。

それでは、御発言をいただきたいと思いますが、浜野さん、ひとつよろしく願いいたします。

○浜野委員 私、東京・墨田区で金属加工をしております浜野製作所の浜野と申します。

私の方から2点ばかり発言させていただきたいと思いますが、資料4の2ページ目に出ている中小・小規模企業をめぐる厳しい状況という中で、企業数が大幅に減っているという報告が一番最初にございます。私が仕事をしている東京・墨田区では、25年前までは約9,700の小さな企業がありました。ですけれども、現状は3,100ぐらいの町工場になっているということです。

資料4の倒産件数の多さというのもあるのですが、実は9,700あった町工場が3,100になっている最大の原因というのは、事業承継ができないのです。倒産して減っているのではなくて、後継ぎがないのが最大の問題。これは会社の数が減っている原因だと墨田では思っています。一番の問題は、個人保証とか信用保証。その会社の中で優秀なメンバーが育ってきた。本来だったら、息子・娘に継がせたいのだけれども、息子・娘が後を取りたくない。ほかの会社に勤めてしまう。他人である優秀な人を次の経営者にとっても、個人保証、借金をしても、社長の連帯保証が入ってしまって実印を押しているのです。それがなかなか解けない。

あとは、そういう個人保証の問題があって、サラリーマンでずっと育ってきた、若手の中小企業を今後担ってくれる若手の経営者も、今の社長から、今度はおまえが後継ぎをやれと言われていたのだけれども、どうだろうかと例えば奥さんに報告すると、パパ、やめて。そんな借金を抱えて、債務保証をしてまで社長になる必要ないわよ。そうか、じゃ、やめましょうかという図式で、結局は事業承継ができなくて減っているという事例が、墨田の場合も何件もあります。ですから、この辺のところの制度を変えていただくというよりか、引き続き検討していただくことが1つ。

もう一つは、この部会は“ちいさな企業”未来部会ということで、いろいろな立場の方々が議論に参加していただいていると思うのですが、唯一、この会議に参加されていないのが大企業の方なのです。商店街のことを商店街の人たちだけでどうしよう、こうしようという案を練っても、そんなに目新しい意見は出てこない。我々みたいな工業界の人間も、この工業界をどうしようとか、地元の地域の工業をどうしようかと言っても、なかなか新しい意見は出てこない。

そういう意味で、言葉は非常に悪いですが、よそ者、ばか者、若者という、いわゆる視点の違う人たちがこの議論の中に入っていただく。実際に中小企業の実態とか現状ということ、大企業の方に、この議論に入っていただくのか、傍聴していただくのかは別にしても、こういう状況なのだということを知っていただくのもいいのかなと思っています。

いただいた資料の検討項目の中にも、下請取引の適正化とか下請企業の振興方策等、いろいろありますけれども、制度をつくったり法律をつくったりして、それを規制していこ

うということよりか、現状、大企業の経営者さんに、こういう取引が中小企業と大企業の間ではあるのだという実態を、まず知っていただく、認識していただく。そこがスタートなのではないかと思っています。そういう不正取引の実態を知らない大企業の経営者さんというのはいっぱいおられるのだと思います。

ですから、そういうことも含めて、大企業の方々にもこの議論をいろいろと聞いていただく、資料を見ていただくことも、ひとつ必要なのではないかなと思って発言させていただきました。

以上であります。

○川田部会長 ありがとうございます。

○鍛冶参事官 すみません、事務局からでございます。先ほど来、御発言の挙手をしていただきました諏訪さん、古川さん、池内さん、お三方を順次御指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

○諏訪委員 ダイヤ精機株式会社の諏訪と申します。大田区の町工場から参りました。皆さんの御意見、本当に勉強になります。あと、今回、小規模企業に光を、スポットを当てていただいたことにすごく感謝しております。今までは、現場を知らない人たちが仕組みをつくっているのだという印象がすごく強かったので、まずはこのように声を聞いていただける会議が開かれることにすごく重要な意味があると私は思っております。

今、小規模企業にスポットが当たっていますが、小規模企業、中堅、大企業へと成長する過程の支援というのも、今後、是非お願いしたいと思っております。ここの位置付けの見直しというのが非常に重要だなと思っております。

また、経営支援体制の構築の方なのですけれども、これは本当に構築すべきだと思うのですけれども、これをいかに小規模企業と結び付けるか、その管理運営が非常に重要になってくると私は考えております。小規模企業ですと余剰人数を抱えられないので、情報をいかにとっていかかというところが非常に難しくなってきますので、1つの窓口ですべてが相談できるものをまずつくるとか、そういった仕組みづくりが非常に大切だと考えております。

あと、いろいろな見直し策というものがあるのですけれども、これは本当に実態に合った見直しを行ってほしいと思います。実は昨日、大田区で設備投資の助成金の受け付けが始まりました。私もそれ、ちょっと申し込もうかな、行こうかなと思って、1時ぐらいに電話して、今から行きますという話をしたら、社長、もう枠いっぱいだとれません。補欠でいいですかという話で、3時間ぐらいで枠がいっぱいになってしまったという現実がありますので、実情に合った見直しというものをすべてにおいてやっていただきたいと思っております。

また、浜野委員から御意見が出ました、リトライができない。個人保証に対してもリトライができないので、リトライができない国の事業の回し方なので、その辺もしっかりと見直しをしていただきたいと思っております。

また、大企業とのセッションなのですけれども、私はこれはすごく必要かなと考えます。経産省の委員会で日本のトップリーダーと呼ばれる大企業の方々とお話をするのですが、その会議は物すごくモチベーションが高くて、未来永劫、日本はこのまま大丈夫なのだなと、私もモチベーションが上がって帰るのです。それを話し合っ、やせ我慢から価値創造社会へ、ダブルインカム・ツーキッズと言いながら、今やっているのですけれども、それが理想とするところなのですけれども、そこ我々の小規模企業とのギャップが余りにも大き過ぎるのではないかと感じております。

中島委員のおっしゃられたとおり、これも制度の見直しという形で、守っていくことが重視されているのですけれども、攻めの部分も大変重要であると考えます。先ほどありました、就労人口自体が製造業からサービス産業に移動していくというのがありますので、ここを踏まえて経営の多角化とか異業種への参入といったところの支援も必要になってくるのではないかと感じております。

最後に、このようにいろいろな業種の小規模企業さんが集まって、それぞれの声を出していくというのは非常に大切ですし、これで制度をつくっていただいて、取りまとめとしては本当に素晴らしいものができていると思うので、いかにこれを展開し、実行していくのが鍵だと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○古川代理 税理士の坂本委員の代理で出席させていただいております古川と申します。よろしく願いいたします。

まず、冒頭の第1セッションの一番最初で、隣におられる小出さんが言われたのですけれども、中小企業政策に関して、その制度設計云々は、今までも特に大きな問題がないのではないかと。むしろ運用が重要なのではないかと御提案がありました。実際にそこを物すごく実感している1人でもあります。

今般、経営支援体制の中で、経済産業省さん、中小企業庁さんの方で中小企業経営力強化支援法というものをつくっていただきました。6月21日に成立しているわけです。これに関してもものすごく素晴らしい制度的な試みであると思っておりますけれども、認定支援機関になる者が、実際にそこでどう運用されて、アウトプットがいつまでに、どんな形で出るかということをしっかり描いていかないと、制度はつくったけれども、アウトプットがなかなか出てこない。

その繰り返しをずっとやっていくパターンになると、いろいろな手は打ったけれども、それぞれ成果が出ていないみたいなイメージになってしまうと思います。一つひとつの政策の運用面で実効性をしっかり見ていくということが、重要だなというのを実感しております。そういう意味では、この経営力強化支援法の中で税理士も期待いただいている一つだと思っています。私たち税理士団体としてもしっかりと動いていくことが重要ですが、今後とも運用の部分で実効性がうまく出るように、また御指導いただければなと思っていますところでもあります。

以上です。

○川田部会長 池内さん、お願いします。

○池内委員 プラットフォームのことになると、その内容とか、どこまで支援するのかということになって、これはむしろ根本的な問題だと思っているのですが、中小企業基本法は、独立した中小企業事業者の自主的な努力が助長されることを旨としている。要するに、前回の国民会議を聞いて、参加していたときもそうなのですけれども、いろいろな意見が出る中で、これはここで言う国に求める話ではないのではないかと。自主努力の問題を経営の方に振るような意見が幾つかあったなと思っています。

これは、円滑化法もそうなのですけれども、経営改善する間にとりあえずお金を貸してあげるから、その間にちゃんと改善して立て直ささいという立場でありながら、それは先ほどの小出先生と同じなのですけれども、つくってみて、実際やってみたら、何でもかんでも金がリスクしているという話になって、変なふうになっているのです。この辺の仕切りをはっきりする。それも、中小企業と言っても、“ちいさな企業”、小規模企業を出したなら、その小規模企業とそうでない企業における自主努力の範囲と助長の範囲、支援の範囲は違うのかどうか。

そういった仕組みとか議論をしっかりとやっていかないと、中小企業基本法を変えるなら別ですけれども、これを前提にしてやっていくのであれば、このところの落とし込みに入っていくのかなど。その辺はきっちり議論していかないといけないのではないかとというのが、1つあります。

もう一つ、これは元に戻ってしまう、さっきのセッションで是非言いたかったことなのですけれども、国民会議でかなりの時間、女性のことについて力を入れてきたはずなのです。女性層あるいは女性の起業あるいは女性の活用ということを一生涯懸命やってきたのですけれども、今日の取りまとめの中ではその論点が落ちているのです。女性を活用しようという話になると、国民会議のときも枝野大臣も言っていましたけれども、よその省に関わってしまう。それは間違いないことだろうと思うのです。

でも、企業は縦割りで働いてはいないわけです。ありとあらゆるものをやっていかなければいけないわけで、そういうところで女性を活用していこうと思うのであれば、保育の在り方自体を変えていかなければならない。企業内保育、あるいは生活の場所での保育ではなくて、働く場所での保育。働く場所での保育ということであれば、これは厚生労働省の問題になってきますけれども、そこまで子どもを連れていくにはどうすればいいのだという話になりますね。

そうすると、今、電車などで痴漢防止のために女性車両がありますけれども、全部を子ども車両みたいな形で、ベビーベッドを付けた電車を流すとか、そんなことをやっていかないといけないかもしれない。そういうことになってくると、国土交通省みたいな話になっていってしまうのだらうなと思うのですが、縦割り行政だからここに含めないという話になると、何のためにあんなに時間をかけてやったのかなというの、非常に重要なのかなと思います。

そのセッションを落としているのが、どういう趣旨で落として、あの議論をどういうふうに生かすのか、これは事務局に対する質問として聞いてみたいなと思ったところです。

○川田部会長 いかがでしょうか。どうぞ。

○鈴木長官 女性の関係で、今日、資料6をお配りしましたけれども、今、池内さんから御意見いただいて、経済産業省の関係の法律だけで資料をつくってしまったところは、私も反省します。実は、保育の問題を厚生労働省に働きかけたり、社保税の関係で一体改革をやっておりますので、その過程で“ちいさな企業”未来会議の意見を各省に伝えまして、今、調整しております。

ただ、その中で、今の国会の審議が終わりますと、次の段階として保育の問題をどうするかというところは、確かに検討しなければいけない課題なので、そこは私どもに検討させてください。

それから、そのほかにも御意見が出ました、女性が働きやすいような、例えばインターンシップとか、ほかの制度がございました。それについては、多分予算的な措置だと思いますので、次の回に私どもとしてこういう案を考えていますというのをお諮りさせていただきたいと思っています。今日は、私どもの法律の関係だけで、この資料6をつくってしまったので、大変わかりにくいところがありますので、次回には、未来会議全体の御意見と、これは法律、これは財政的措置、これは金融的措置、これは各省とやりますという資料を是非御提示させていただければと思っています。

○川田部会長 ありがとうございます。

次、宮窪さん、よろしくお願いします。

○宮窪委員 富山県から来ました宮窪と申します。家業の方は建設業、とりわけ型枠大工という下請会社を営んでおります。今日は、全国商工会青年部連合会の会長という役職もありながら、参加させていただいております。

まず、先ほど浜野さんからもお話がありましたように、中小企業の経営者になる魅力ですね。私たちの業界の中でも、社長よりも従業員の給料が高いことが結構あるのです。ただ、そういう会社の後継者がいるかということ、いないのです。親は継がせたくない。息子もそうです。後継者になるべき方がいても、おやじの背中を見ながら、おやじ自身もこういう状態だからということで、そういうことが続くからこそ、先ほどの浜野さんのおっしゃられたことも当然、後継者不足の中にも含まれるのではないかと思います。

中小企業、とりわけ小規模企業になると、私、青年部の中でいろいろな悩み、相談を受けることがあります。例えば就業規則1つとってもそうですし、その中に有給制度とか、いろいろあります。また、社会保険をかけていない企業もたくさんあります。私たち建設業の話をしていただきますと、国交省さんの方から、これからは社会保険に加入していない会社には国の仕事はさせないぞという省令が今、出ているそうです。

ただ、小規模・零細、そして下請企業の会社さんは、社会保険に入っていない会社が多いです。なぜ入れないか。親の時代から入っていないわけです。その中で入るとなると、

それだけのお金がプラスで要るわけです。それを元請さんに対しての今までの付き合いの中で、お金の部分で見ていただけないという悩みや、有給制度1つ見ても、なかなか受け入れないので、この先の経営にすごく不安を抱いている人間もたくさんいる。そういう中で、若い、これから経営者になる、そして新しく創業する立場の人間に対して、しっかりとした支援をより強くしていくことが必要ではないかと思います。

また、商工会もそうですし、諸団体がある中で、できた当時はすごくよく似た年代だと思えます。時の池田総理の際に、国民総生産、GDPの倍增計画の中で大きな目標を打ち出して、その時代は上り調子で、そういうことを訴えなくてもなっていたかもしれないですけども、その団体の目的意義があったと思います。それが今、達成された中で日本国がある。

では、新たな目標を明確につくり直す時期でもありますし、行政機関の方々、国会、そして商売を営んでいる私たちも、その意味は当然踏まえて行動・活動をしている中で、先ほどの資料5の2ページ目の中小企業戦略の目標値も、こうなるからどうなるのだというのがなかなか見えない部分が多いかと思えます。今の国民の年収を何%上げるとか、先ほど上山さんの方からありました、組合ごとの年収があると思えますけれども、それをどれだけ上げるとか、何か具体的な、もっと明確な目標もあった方がいいのかなと私自身感じました。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

次に、伊藤さん、阿部さん、続けてお願いいたします。

○伊藤委員 ありがとうございます。埼玉でメッキ、表面処理業を営んでいます日本電鍍工業の伊藤です。

中小企業、小規模企業を支援するという意味では大変ありがたいのですが、甘やかさないような仕組みにしていなければなと思っています。というのは、例えばモラトリアムとかが何年前に施行されて、私個人的には甘やかしたと思ったのです。

というのは、私自身がこの会社を継いだのは12年前ですけれども、中小企業に対してはものすごく厳しかったです。返済をとめたら貸しはがされるような状況の中でしたけれども、それでも必死にひがみついてやってきたから、今があると思うのです。安易に支援しなければいけないから、こうしてあげましょう、ああしてあげましょう。寒いなら毛布をかけてあげましょう、窓を閉めましょうとやっていくと、企業自体の基礎体力がどんどん落ちていって、実際、もう飛び立てますねとなったときに羽がないような状態になってしまうと思うので、甘やかすのではなくて、基礎体力を付けるためのサポートという位置付けでできれば、一番理想かなと思っています。

それから、先ほど女性の話で、次回、保育のこととかが出ると思うのですが、女性が経営者であるという大前提で法律ができていない。それから、男性がつくる法律なので、いろいろな部分で今後ミスマッチが生じてくると思うのですね。例えば中小企業には、接待

交際費とか会議費が幾ら使えるというのがあるのですけれども、女性は多分そんなに接待交際費を使わないのです。であるならば、女性経営者がもっと使えるものは何だろう。

例えば、私は子どもを育てながらの経営ですから、夜、どうしても食事会へ行く場合は、ベビーシッターさんに見てもらわなければいけないので、それを全額出してくれとは言いませんが、個人で負担するほど中小企業の経営者はお給料をとっていないので、それを仕組み的にできないかなとか。勿論、女性が働くためなのですから、経営した場合にもこういうことが起こり得るよという考え方のベースに、さまざまなアイデアが出てくればなと思っています。

ありがとうございます。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

阿部さん、お願いいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。長野県は佐久市からやってまいりました。小さな商店街の理事長をさせていただいておりますので、商店街代表ということで、商店街の角度でお話をさせていただきたいと思います。

先ほどより、中小企業は地域の顔だというお話がございましたけれども、まさしく商店街も地域の顔でございました。今、それぞれのまちに行きますと、その商店街を見ると、衰退、成長、反映、破綻、いろいろ見えてくるわけでございます。なぜかといいますと、その地域の製造業であり、工業であり、その反映がまさしく商店街に波動してきているということでございます。雇用が生まれ、かなりの勢いで反映してまいりますと、ここに消費が生まれますので、商店街、商業というものにお金が出てくる形に必ずなる。これは、実感として認識しているわけでございます。

先ほど、浜野さんのお話、工業では事業承継できない。まさしく商店街、もっと言えば農業も同じですね。後継者問題が一番の問題でございまして、商店街の黄金期と言われておりました時期は、製造業も多分黄金期と言われている高度成長の時期から、そのおやじたちが経営しているサイクルがそろそろ終焉を迎えてきておりますので、その次に私たちがリスタートを切れることに対して非常に支援していかないと、商店街はどんどん空き店舗になってしまいます。

どうなるかといいますと、大型店には買い物に行けない老人が増えてまいります。その老人はどうやって買い物に行くかという、歩いていくわけですね。歩いていっても、その商店街の商店は閉まっておりますので、買い物することができないというのが、5年後、10年後、見えてきておりますので、その空き店舗につきまして、後継者に対する支援もそうなのですが、過保護にならない程度に経営者としての努力というものもきちんと見せながらやっていかなければいけない。

その反面、新しい起業家、若手の育成の支援をしていかないと、商店街は衰退していくのだらうなと思っておりますし、これからの空き店舗対策につきましても、是非とも考え直していかないと、急速に速度が早まってきております。私どもの商店街は68店舗ありま

すが、あと10年で40店舗が廃業するという色分けになっております。多分、ほかの商店街は、もっとすごい勢いで破綻に向かっていてのではないかと。これは人口密度もそうなのですけれども、大都市は30%、小都市の70%の商店街は、ほぼ破綻するという統計も出ておりますので、その辺、早急に御支援をお願いしたいなと考えております。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

上西さん、よろしく申し上げます。

○上西委員 中小・小規模企業を甘やかしてはいけないという御発言があり、一面、そのとおりでございます。説明責任をきっちり果たしていただくような仕組みが必要かなと思います。今までの会議でも、入り口時のハードルが高い。これを低くしよう。低くしていただいといますし、一定の専門家等の関与があった場合については、それを更に低くしていただくのはなおさらありがたいのですが、入り口と出口の真ん中にトンネルがあるわけです。そのトンネル段階でも、一定のアカウンタビリティの報告と言うのでしょうか、説明責任といえますか、というものをしないと、入り口と出口しか、ないのです。

出口に何があるかという、例えば融資でしたら一部リスクがあるとか、なっているのですけれども、途中段階での何らかの説明責任。反対に言えば、助言・指導というものもあるわけですね。ですから、入り口だけがしっかりしているのはいいのですけれども、途中段階での説明責任と助言、経営指導というものもあわせてするような仕組みをつくらないといけないかなと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。

時間になりましたので、第3セッションに入りたいと思いますが、引き続き、第2セッションのテーマでも結構でございますので、第2、第3、フリーに御意見をいただきたいと思っております。

それでは、中村さん、小出さん、中島さんの順序でよろしくお願いたします。

○中村委員 公認会計士をしております中村と申します。どうしても第2セッションの方に少し入ってしまうので、申し訳ありません。今、事業承継とか苦しい企業の企業再生ということを中心に仕事をしております。先ほど墨田区のケースということで、個人保証、信用保証というお話がありましたが、事業承継、また企業再生をしているときに、この問題は非常に大きい問題だなということを感じております。この辺り、一つの方法でということはないと思いますが、しっかり議論して何か対応できればいいのかなと感じております。

あと、今、上山先生からお話ございましたけれども、そういう意味では専門家ということで関わっておりまして、いろいろな対応をするときに、実際に自分一人では難しく、いろいろな専門家の手助けをかりて事業承継とか再生ということを行っております。企業の力が弱いなと思ったときには、中小企業診断士の方に入ってもらって中身を見てもらう。法律の部分が出てくれば、弁護士の方に入ってもらって法律的なところを整理してもらう

ということをしてしておりますが、どうしてもこれが自分の個人的な関係を使って、人をかき集めて何とか対応しているのが現状でございます。

そういう意味で、今回、知識サポートのプラットフォームということが明確に出ておりますので、非常に期待しておりますけれども、企業の立場からすれば、ワンストップで対応できるようにしてほしいというのを個人的にも強く感じておりますし、実際に知り合いの人とかに入ってもらおうと、言っていることが専門家でみんな違うじゃないかということも現実的に起きておりますので、その辺り、ワンストップで、そこに相談すれば、それこそ悩みの解決の糸口ができることが確立できればいいのではないかなと感じております。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

小出さん、お願いします。

○小出委員 先ほど来、伊藤さんや池内さん辺りから甘やかし、やり過ぎの支援ということに関しましては、私も26年間、静岡銀行にいたものですから、銀行的立場からしても、モラトリアムとか円滑法の対応については、大きな問題があるなと思っていましたし、本来、融資というのは返ってきて当然ということで、それを前提として融資するにもかかわらず、明らかにこれは絶対に返らないだろうということを承知の上で出し続けたことは、政策の考え方、政治の考え方があったからしようがないにしろ、それはあったらと思うています。ですから、こういった形の支援については、いかがなものかなと。支援の現場にいる私も思う次第です。

一方で、是非考えていただきたいのは、非金融支援のところですか。ここで言っている経営支援のところだと思います。ここについては、先ほども申し上げましたとおり、大きな運用上の問題があったのだろう。私は、民間の立場で、最初は出向の形でこの世界に入ってきて、まず思ったのが、公が中小企業の支援をやるべきなのか、やらなくてもいいのか。これは、選択肢はないだろうと考えていたのです。やらないという選択だって、あっても不思議じゃないだろう。これは民間企業のことだから、勝手に任せておけ。税金は一切投入せずに民間の力でやってもらいましょうという考え方であってもいいのではないか。

ところが、日本国は、国を挙げて積極的な中小企業支援をやろうと決めたわけございまして、それに基づいて膨大な税金が投入され、やられているわけです。であるならば、我々のような公のセクターの支援センター、これは何らかの形の税金が投入されているわけですので、徹底的に結果が出るまでやればよいと思います。支援をやるべきだと思います。結果を問うべきだと思います。

それが1つ間違ってしまうと、先ほどのモラトリアムに関するような甘やかしみたいな、自助努力みたいなのが先行してしまうと、支援機関サイドがそれをいいことに、結果を問わないようなオペレーションがなされがちではないかという感じがするのです。これは、やるのだったら徹底的にやる。税金が真に生きる形まで持っていくのだ。そのためには、高度なコンサルティングが必要だし、今、求めているような、税理士の先生方にも関わっ

ていただきながら、積極的な高度なコンサルが実施され、新たな経営支援体制が構築できればいいのではないかなと思っております。

○川田部会長 ありがとうございます。

それでは、中島さん、よろしく願いいたします。

○中島委員 二度目ですけれども、今までの各委員のお話にも絡むのですが、経営支援体制の絡みです。確かに、世の中は大変細分化、高度化、専門化していますので、知識サポートプラットフォームといった、いろいろな専門家が集まって支えるという枠組みは必要なのですが、他方で、今までのお話にもありましたように、経営者の自己解決能力も高まらなければいけないということです。それは当たり前なことなのですが、経営者においても、今までよりもより高い知識とかノウハウを身に付けてもらわなければいけないということだと思います。

したがって、私は知識サポートプラットフォームの中に付け加えるということでもいいのですけれども、むしろ経営塾みたいなものをつくって、経営者の方に自らの経営能力を、あるいは数字・財務的な能力とか、そういう意味での経営能力を高めてもらうことも、是非やっていただければと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、上西さん。

○上西委員 何度も済みません、上西でございます。税理士の立場で参加させていただいておりますけれども、日本税理士会連合会の役員もさせていただいております。

御案内かと思っておりますけれども、努力義務という形で税理士は年間 36 時間、研修を受けなければならないとなっております。日本税理士会連合会は、15 の各地域の単位会で構成されておりますが、それぞれにおいて研修を行っております。その中に、我々は研修となりますと、税務、改正税法とか周辺の会計とか、会社法、一部民法ということになるのですが、中小企業施策全体についての研修というものは余り行われていなかったのではなかろうかと、今、思っております。

この分野につきましても、私どもの研修カリキュラムの中に入れるように積極的に提言し、中小企業施策全般についても、税理士は一通りの知識を持っているという形に持っていきたいなと思っておりますので、これは会の中で主張していきたいなと思っております。

○川田部会長 ありがとうございます。

上山さん、よろしく願いいたします。

○上山委員 ありがとうございます。全国青年中央会の上山でございます。2点あります。

先ほど教育のお話がありましたが、宮崎県の場合を例にとらせていただきますと、中央会を柱にしまして、宮崎県と共同で経営塾なるものを企画いたしました。しかし、立脚点と言いますか、ランディングポイントがぶれてしまって、3年ぐらいで終わってしまったわけです。そういう教育という部分に関しては、本日のこの会議と少し論点がずれるかもしれませんが、働くことに対する重要性とか経営者の資質。

先ほどお話がありましたように、教育という部分では、その資質を上げるということで、非常に重要ではないかなと思います。もともと日本の文化というのは、働くことは美德であったわけですから、そこがずれないように施策というのは、金融とか、そういうことも含めまして、教育の部分から私たちの子どもたちにしていくことは重要なことではないかなと思っております。

また、資金調達に関しましては、中小企業は非常に厳しい状況を強いられておりますので、不動産以外の在庫や売掛金の担保とする動産担保融資の普及・推進など、債権譲渡の禁止特約の効力を制限するなどの債権法の改正等も、整備していただければ非常にありがたいなと思っております。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

この辺で、長官、何か一言。

○鈴木長官 すみません、最後のテーマですけれども、創業や成長のための最適な資金調達手段の在り方、また下請取引の関係で御意見を是非伺いたいのです。

例えば、未来会議でも、資本性の資金という議論が出ました。私どもも、中小企業基盤機構からファンドに出資しまして、そのファンドが出資を行っている。その出資が果たしてうまく機能しているのかなという、正直言って悩みがございます。こういう出資名、ファンド名、それからそもそも資本性の資金と言ったときに、10年後に一括返済というスキームも今、商工中金で始め出しています。どういう資金供給手段がいいのか。

それから、そもそも創業で、例えば地域需要型の企業ですと、最初のときに融資がなかなか受けられないので、そこは行政として金額で言えば100万円とか300万円のような助成があった方がありがたい。そういう公的機関のわずかな金額でも、助成、支援策がつくことによって金融機関からの融資も受けやすくなるとか、さまざまな御意見をいただきました。こういう点について、もし御意見いただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○川田部会長 いかがでございましょうか。松島さん、よろしくお願ひいたします。

○松島委員 今、鈴木長官のお話の前の中島さんの御意見、経営者の経営力を高めることがまず第1だというお話があったと思いますが、全くそれに賛成です。今の鈴木長官の御意見も、それとの連関でとらえなくてはいけないと思います。と申しますのは、経営者として、どういう方向にその企業を持っていくか。それは、中堅に限らず、小規模の企業でもそうだと思うのですが、その見識と言うのでしょうか、その経営力をいかに高めるかということが、資金的な助成を有効に活用し得る前提であるような気がいたします。

では、どうしたら経営力が高まるかというところが最大の問題だと思うのですが、先ほど園田委員が知識と経験という話をされたと思います。狭い意味の知識には包含しにくい経験のようなものをどういうふうに吸収して、経営力を高めるか。単なる財務的な知識ではないと思うのですが、そのところを私も今、具体的な案を持っているわけではないの

ですが、それをどういうふうに養っていく機会を経営者につくるかということ、この会でも少し検討していく必要があるのではないかと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。

小出さん、何かございましたら。

○小出委員 先ほど鈴木長官からお話のございました創業時における資金調達の関係でございすけれども、私、11年間、この世界において、たくさんの起業家のお手伝いをしてまいりましたし、なおかつ銀行での経験を踏まえての発言と受けとめていただきたいのです。

現場におきましてたくさんの創業者のお手伝いをしていますが、実は資金調達ができないがために起業ができないケースというのはほとんどないのです。現状、整えられている政府系金融機関の制度、並びに保証協会系の創業パワーアップみたいな制度を使えば、普通の起業は資金調達が大概できるわけです。よほど内容的に問題があるものでない限りにおいては、資金調達は可能だと思っています。ですから、現場で困ったことはほとんどないです。仮にあるとすれば、初期的な段階でかなりの資金調達を要するようなときは、当然ながら銀行の従来の融資の考え方からしても難しいということはあるかもしれませんが、そういう問題はまれだろうということ。

なおかつ、ファンドについては、皆さんも御存じのとおり、かつて機構さんを通じて、各都道府県でもベンチャーファンドが華々しく行われたのですが、その実態がどうだったか、よく見られたらいいと思います。運用が非常に難しく、公的資金を入れるにすれば、かなりリスクになってしまう。それを税金を伴ってやるのかどうかというのは、大きな判断が必要ではないかと思います。

もう一つ、一昨年からやられた内閣府の社会起業家の創出事業、あれは雇用創出という名のもとに社会起業家をたくさん輩出しようということで、たしか70億円ぐらいの予算でとり行われた事業だと思うのですけれども、あの実態をよく見られた方がいいと思います。

あれは、社会起業家あるいはコミュニティビジネスというのは、初期の段階では資金調達が極めて難しいから、そこのところを国が後押ししようという形で、一応審査に受かった者に対しては1社当たり100万円から300万円ぐらいのお金が起業の資金として提供されたわけですが、あの実態がどうだったかをよく見れば、その辺の危うさがよくわかると思います。

私も全国3か所の機関から審査等を頼まれましたけれども、本当に目を覆いたくなるような状況だったというのが、実は偽らざるところなのです。そういうことから考えましても、税金を投入する仕組みとして何がふさわしいのかについては、よく考えてもらいたい。私自身は、くどいようですけれども、現行の制度の中で、対応は十分可能だと考えています。

○川田部会長 それでは、中川さん、園田さんの順番でよろしく願いいたします。

以上です。

○中川委員 すみません、変なことを言うかもしれないですけども、下請メーカーの話が出ていないじゃないですか。下請メーカーをどうやれば純粋メーカーにできるかということは、サポートとしてだめかなと思うのです。下請メーカーも自社で仕事が取れるようにすることが、単純に考えて一番早い道かなと思います。

私も靴のメーカーをやっているのですけれども、創業して10年近く経ったのですけれども、最初はOEMとして自分でつくることからスタートしました。高級車が何台も買えるぐらいの設備投資を、自分のお金をためてやっていって、今、ブランドを立ち上げました。今、経済産業省さんからの支援を受けて、海外の展示会に2回ぐらい行ったのですけれども、半分ぐらい出してもらって行きました。自分の力でイタリアでエージェントを見つけて、今、置かせてもらって、話がちょっと来るようになってきました。

いろいろ弊害があるのもわかるのですけれども、下請のメーカーがどうやれば純粋メーカー。勿論、親がいるからこそ子があるのは、私もやっているのでわかるのですけれども、どうやれば下請から脱却できるかということをお話し合う方が、サポートができて、その経営者が自分の力で考えて、次に行けるシステムができればおもしろいかなと思います。ちょっとわからないのですけれども、すみません。

○川田部会長 園田さん。

○園田委員 先ほど小出さんからも意見が出ましたけれども、前回の国民会議でも申し上げたことなのですが、創業支援とよくおっしゃって、ここでも資金調達の件でも出てきますけれども、おっしゃるように、創業することよりも継続していくことの方が何十倍も大変なのですね。ですので、いつも入り口を一生懸命つくってくださるのですけれども、その後のフォローといいますか、それを充実するような法制度であってほしいと思います。

例えば私の場合、女性で創業したというパターンですけれども、私のような起業の中ではマイノリティーになっている人たちが、松島先生がフォローしてくださったように、経験とか相談できる場所がない。例えば中小企業診断士の方たちは、私のようなパターンを熟知されているのかということには、ちょっと疑問があったりするのですね。

では、商工会議所で相談したときに、その担当者が私のような小さな会社の女性経営者の状況をどのくらい理解してくださっているのかということにも、残念ながら疑問があったりしますので、きめ細かくしていくと際限がないかもしれないのですけれども、相談する私たち側がチョイスできるようなシステムがあれば、もう少しいいかなと思います。

前回の6月の会議でも、やずやの社長さんたちが、女性ならではの会社の起業者を支援していくような横つながりの会議がありますとおっしゃっていましたが、そういったことを何か制度化して、支援していただけると、今のままですと、相談しようにもサイズが違う服を着ているような居心地の悪さを感じますので、体にフィットするような相談窓口をチョイスできるように是非していただけると、うれしいなと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。

諏訪さん、お願いします。

○諏訪委員 下請取引の適正化という文言があるのですけれども、そもそも私は下請という言葉にすごく違和感があります。私も下請と呼ばれる企業さんを持っているのですけれども、協力メーカーという言い方をしています。我々ができない部分を担ってもらっている企業さんにとらえております。大企業さんの中でも、下請メーカーに仕事を出してやっているのだというスタンスのところと、いや、協力メーカーと一緒に成長していこうねという企業さん、2つありますので、そこの考え方、社会常識かもしれないのですけれども、古い社会常識を変えていかなければいけないのかなというのが1つあります。

そこで言うと、女性の就労の部分もあったのですけれども、経産省の委員会の方でも、PTAの時間が2時からだったり、私もどうやって言い訳して行こうと悩むところがすごくありますので、そういう社会の常識を変えていくとか。

今の日本の社会というのは、一度中小企業に就職してしまうと、大企業の夢は絶たれてしまう。初めに大企業に入らなければ、その後のステップアップは絶たれてしまうという常識があります。これは結構日本独特でして、アメリカですと、履歴書を見ると逆にステップアップしていく。これはどこにお願いしたらいいのか、私もよくわからないのですけれども、そういったところも変えていく必要があるのかなと思っております。

○川田部会長 ありがとうございます。大分時間も迫ってまいりましたけれども、あと樋口さん、上西さん、お二人の発言で終了したいと思います。よろしく願いいたします。

○樋口委員 ありがとうございます。

冒頭のところで、証拠に基づく政策立案が重要だというお話をさせてございましたが、融資のところについてもそういったところが重要なかなと思います。オランダの例で、先ほどお話があった、創業するより継続する方が大変だといったところで、どういう人に開業支援をしていくのか。これはビジネススクールでいろいろな講座、セミナーを開いています。開業に伴うものとか、法律とか、いろいろです。

それを受けた者がその後、廃業する比率が低いかどうかについて、実際、テストをやって、低いという証拠が出たということに基づいて、それを受ける人たちに対して低利融資をしましょうという形をとっていくわけです。でないと、努力する人が支えられる、支援されるという仕組みをいかにつくっていくか。そこで、そういった証拠が私は重要じゃないかなと思います。

○川田部会長 ありがとうございます。

上西さん、よろしく申し上げます。

○上西委員 ありがとうございます。上西でございます。

鈴木長官が先ほどおっしゃいました資本性借入金とデットエクイティスワップについての見解を申し述べたいと思います。資本性借入金については、私どもの業界においても、まだ十分認識されていないのではないかなと思います。例えば金融検査マニュアルの運用を明確化されたものであるとか、償還条件が5年超でしたか、一括であるということについて、どれだけ認識されているのかということ、十分にされていないのではないかなと思いま

す。これは、認知度、認識度を上げることによりまして、適用しようというケースが増えてくるのではなかろうかと思えます。

それと、DES につきましては、税理士の立場から申し上げますと、どういう場面で使われているのか。相続税対策が一番多いかなと思えます。本来の使われ方ではないのかもしれませんが、使えるのであれば使おうかなという提案はいたします。

それと、問題点は2つあります。1つ目の問題は、マイナーです。既存の株主間の経済的な利益の移転があると、贈与税課税。これは、我々はプロですから、そこはきっちりチェックいたしますが、債権の株式化、会社から見れば債務の資本金化をした場合に、中小特例が使えなくなる会社になるところがあります。資本金1億円基準を超えてしまう。そうすると、中小特例が使えなくなるということがあります。これが今、どうのこうのじゃなくて、DES を使いにくくしている要素の一つではないかなと、現場から感じておるところでございます。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。議論を始めまして、あっという間に2時間が過ぎてしまいました。私も、初め、皆さんから意見が出るのかどうか心配いたしておりましたけれども、非常に前向きなすばらしい意見をいただきまして、本当にありがとうございました。まだまだ議論も尽きないかと思えますが、時間の関係上、次の議題に移りたいと思います。本当にすばらしい意見、ありがとうございました。

それでは、今後の検討予定につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○鍛冶参事官 それでは、横長1枚紙、資料7をごらんください。先ほど鈴木長官からも御説明いたしましたが、本日の御議論を受けまして、8月下旬、先ほど池内委員からも御指摘がございました。他省庁所管分野も含めまして、予算、税、政策金融など、全体の“ちいさな企業” 未来会議の政策への反映状況について御説明する会を次回、設けたいと考えてございます。

その後、10月から12月にかけて、随時、御審議を深めていただきたいと考えております。

あわせて、この資料7の下半分に書いてございますが、特に法的な検討が必要になると思われる幾つかの論点につきましては、もし皆様の御了解をいただければ、法制ワーキンググループを設置させていただきまして、集中的な御議論を秋口以降、開始していただきたいと考えております。

そのメンバーの案といたしまして、資料8、本部会の池内委員、松島委員を含めまして、法制の専門的な検討ワーキングをおつくりいただければどうかということで、御提案申し上げます。

以上でございます。

○川田部会長 ただいま事務局から説明において提案のありました法制ワーキンググループにつきまして、議論の迅速化・精緻化のために、これを設置させていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川田部会長 それでは、皆さんの同意をいただきましたので、設置させていただくことになりました。

では、ほかに何か御質問があればお受けしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○川田部会長 それでは、予定の議題をすべてこれで終了いたしました。

○鍛冶参事官 それでは、ここでカメラを入場させていただきます。申し訳ございません。

○川田部会長 大臣がお見えになりましたので、最後に大臣からコメントをちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

○枝野経済産業大臣 経済産業大臣の枝野でございます。本来であれば、“ちいさな企業”未来部会の立ち上げということで、冒頭、参りまして御挨拶したかったのですが、国会の方に答弁で呼ばれておりました、終わりのところで顔を出させていただきました。委員の先生方には、それぞれ御多忙のところ、委員をお引き受けいただき、また今日もこうして御参加いただきましたことを、まずは心より御礼申し上げます。

もう既に出ているかと思えますし、皆さん御承知かと思えますが、これまで経済産業省、中小企業庁では、“ちいさな企業”未来会議ということで、“ちいさな企業”の現場の生声を直接、できるだけ聞かせていただこうということで作業を進めてまいりました。その取りまとめを踏まえて、これをより具体的な施策にバージョンアップして実行していかなければならない。これを御検討いただきたいということで、この部会を発足させていただきましたところでございます。

今日も既に委員の皆さんから、具体的かつ有効な御指摘をいただいたと報告をいただいているところでございますし、私が参りましたところからの短い時間でも、いただいた御指摘、それぞれうなずきながら聞かせていただいたところでございます。これも事務方から報告があったかと思えますが、本日の議論も踏まえて、来年度の予算・税制改正にできる限り反映していきたいと思っております。と同時に、法制度を含めて、仕組み、構造自体の大がかりな変更を要すべきところについても、本格的に議論を進めていただいて結論を得たいと思っているところでございます。

両面にわたって、これから数か月にわたって、皆さんには精力的な活動をお願い申し上げなければならないと思っておりますが、日本の中小企業、“ちいさな企業”にとっても、経済状況・社会状況を踏まえて大変重要な時期における重要な議論であると同時に、我が国の経済の活力を取り戻し、維持していく上からも、“ちいさな企業”が活力を持って活

躍していただくということなしには、経済の活性化は成り立たないと思っておりますので、本当に大変重要な御議論をお願いすることになります。

それぞれ本業のお忙しい中で御参集いただいておりますが、日本の未来のために是非精力的な御議論を今後ともお願い申し上げて、大臣としてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川田部会長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして中小企業政策審議会“ちいさな企業” 未来部会第1回を閉会とさせていただきます。

本日は、長時間にわたりまして御審議をいただきました。また活発な御意見をいただきました。司会、なかなかうまくできませんでしたけれども、皆様の御協力、御支援で無事終えることができました。深く感謝申し上げます。ありがとうございました。